

各 位

東京都港区赤坂9-7-1

株式会社マネースクウェアHD

代表取締役社長 相葉 斉

問合せ先 総務・IR部長 北澤 一夫

電話 03-3470-5077(代表)

<http://www.m2hd.co.jp>

## 訴訟の判決及び控訴の提起に関するお知らせ

株式会社マネースクウェアHD（以下、「当社」といいます）は、平成27年2月19日に、株式会社外為オンライン（以下、「外為オンライン」といいます）に対して、当社の特許権を侵害することを理由に、外為オンラインが平成26年10月より提供している「サイクル注文」及び「iサイクル注文」の差し止めを求めて東京地方裁判所に訴えを提起いたしました。平成29年2月10日に、下記の通りの判決がありましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、知的財産権を重要な経営資源の一つであると考え、平素よりその権利の取得及びその適正な活用を図っており、これまでも、当社知的財産権を侵害するサービスを提供していると思われる者に対しては、当該サービスを中止するように求める等、対策を講じてまいりました。

平成26年10月より外為オンラインがサービス提供を開始した「サイクル注文」及び「iサイクル注文」についても、特許権に対して深い知見を有する外部の弁護士、弁理士と協議のうえ、当社が保有する特許権（特許第5525082号及び特許第5650776号。訴訟係属中に、特許第5826909号を追加）を侵害すると考えたことから、平成27年2月19日に、その差し止めを求めて訴訟を提起いたしましたところ、当社の請求を認めない旨の判決が平成29年2月10日に言い渡されました。

#### 2. 控訴について

当社といたしまして、本判決は到底容認できるものではありませんので、控訴を行うこととし、既に手続に着手しております。

控訴審において当社の主張が認められるよう、引き続き断固として戦って参る所存です。

#### 3. 関連事件について

上記の訴訟対象となっている特許権（特許第5525082号及び特許第5650776号。）については、外為オンラインより、当社の特許が無効であるとして、特許庁に対し無効審判が請求されていましたが、同審判事件については、本判決に先立ち平成28年12月12日付で特許庁の審決が下されています。審決では、当社の主張が全面的に認められ、当社の特許は有効に維持されております。

また、当社は、外為オンラインのサービスは、当社の別の特許権も侵害していると考え、平成28年6月29日に東京地方裁判所に新たな訴訟を提起しており、こちらは現在訴訟が進行中です。必要に応じて、さらなる訴訟提起を含めた対応を検討しております。

#### 4. 今後の見通し

前述の通り、当社は、知的財産権を重要な経営資源の一つであると考え、平素よりその権利の取得及びその適正な活用を図っており、当社は引き続き、保有する知的財産権を侵害すると考えられる類似サービス・プログラムに

対しては、一切の法的措置を含め、断固たる対応を採っていく所存です。

以上